## Aizu Geek Dojo 使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津大学のAizu Geek Dojo(以下「AGD」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可者)

第2条 AGD 及びその設備の使用許可は、スーパーグローバル大学推進室長(以下「室長」という。)が行う。

(使用目的及び範囲)

- 第3条 AGDは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その使用を許可するものとする。
  - (1) 本学学生又は教職員が研究活動を行うとき。
  - (2) 本学学生が課外活動を行うとき。
  - (3) 本学における主要な行事を行うとき。
  - (4) その他室長が適当と認めたとき。
- 2 AGD を使用できる者の範囲は、本学学生及び教職員に限るものとする。ただし、室長の許可を得た者はこの限りではない。

(使用時間等)

- 第4条 AGD を使用できる時間は、平日の午前8時30分から午後7時までの間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、室長が管理運営上必要と認めたときは、その都度使用することができるものとする。
- 3 AGD の出入口の鍵は、室長又は警備員が保管するものとする。

(AGD 使用願等)

- 第5条 AGD を使用しようとする者のうち ID カードを保有しない者は、原則として使用する日の7日前までに会津大学 Aizu Geek Dojo 使用申請書(第1号様式)を室長に提出し、その使用について許可を受けなければならない。
- 2 AGD を使用しようとする者は、AGD をイベント等で使用する場合には、前項に規定する申請書にイベント等の開催内容を記載した書面を添付しなければならない。

(使用許可)

- 第6条 室長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合には、AGDの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。
  - (1) 本学における授業、課外活動、行事等に支障があるとき。
  - (2) AGD 及びその設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - (3) この要綱及び室長が別に定める Aizu Geek Dojo 使用者心得を遵守せず、かつ、担当教職員の注意又は指導に従わないおそれがあるとき。
  - (4) その他使用目的等が適当でないと室長が認めたとき。
- 2 室長は、前項の許可に当たっては、必要に応じ使用の条件(以下「許可条件」という。)を付すことができるものとする。

(使用許可の取消等)

第7条 室長は、前条第1項の規定による使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの要綱又は許可条件に違反したときは、許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(転貸の禁止)

第8条 使用者は、AGD を第三者に転貸してはならない。

(使用者の施設保全の義務)

- 第9条 使用者は、別に定める Aizu Geek Dojo 使用者心得を遵守し、AGD 及びその設備を常に良好な状態に保つように努めなければならない。
- 2 最終使用者は、AGDの使用を終了したときは異常の有無を確認の上、異常があるときはその旨を速やかに室長に報告しなければならない。
- 3 使用者は、故意又は過失により、AGD 及びその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は損害を賠償しなけ

ればならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、AGDの使用に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

## Aizu Geek Dojo 使用者心得

Aizu Geek Dojo (以下「AGD」という。) を使用するときは、会津大学 Aizu Geek Dojo 使用要綱に定めるもののほか、次のことを遵守しなければならない。

- 1 工作機器を使用する者は、事前にスーパーグローバル大学推進室(以下「推進室」という。)が実施する機器使用の講習会を受講すること。
  - 2 許可された使用目的及び使用日時を遵守すること。
  - 3 使用後は、整理整頓及び清掃をし、必ず原状に復すること。 また、退室の際は室内の照明、機器等の電源が切られているかどうかを確認すること。
  - 4 施設、機器等を損傷又は滅失しないように心がけること。 なお、損傷又は滅失した場合には、速やかに推進室に報告すること。
  - 5 AGD 内に備え付けの機器、器具、物品等は施設外に持ち出さないこと。
  - 6 AGD の使用にあたっては、以下の項目を遵守すること。
    - ア 機器の使用方法、ルールを遵守し、正しい方法で利用すること。
    - イ 機器の使用前に確認を行い、故障、不調等が疑われる場合は推進室に報告すること。
    - ウ 安全に配慮し、事故のないよう心がけること。
    - エ 消火器設備の場所と使用方法を把握すること。
    - オ 材料、消耗品、部品等は各自が準備すること。AGD 内の材料等を使用した場合は必ず補充をすること。
  - 7 AGD 内では、喫煙及び飲酒をしないこと。
  - 8 火気(許可を受けた場合を除く。)、危険物品その他管理上適当でない物を持ち込まないこと。
  - 9 使用に当たっては、推進室の教職員その他管理責任を有する者の指示に従うこと。
- 10 更衣室側エリア(シャワールーム、トイレを含む)には行かないこと。
- 1 1 有線LANに勝手につながないこと。
- 12 24 時間換気を消さないこと。